

平成26年度当初予算 施策 取組概要

113 食の安全・安心の確保

11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)

11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)

(主担当部局：健康福祉部)

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工から流通・消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られ、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。さらに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備されています。

平成27年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工から消費に至る一貫した監視指導を行うことにより、安全で安心して食べられる食品が供給されています。また、食に関する危機管理体制の整備が進められています。

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品検査における適合率		100%	100%		100%	100%
	100%	100%				
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	食品検査の対象食品のうち、「食品衛生法」の規格基準および「農薬取締法」の使用基準等に適合している食品と、不適合であったが適合するように改善した食品の割合					
26年度目標値の考え方	食の安全・安心の確保には、確実に「食品衛生法」等の基準に適合していることが必要であり、100%達成を目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 食品の安全・安心の確保 (健康福祉部)	自主衛生管理 (HACCP手法) 導入取組施設数		157 施設	162 施設		167 施設	172 施設
		152 施設	159 施設				
11302 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病のまん延防止率		100%	100%		100%	100%
		100%	100%				

進捗状況 (現状と課題)

- ・神宮式年遷宮やこれに伴う観光キャンペーンにより、県内に多数の観光客が訪れていることから、特に観光地の飲食店 (大規模旅館やレジャー施設等) を中心に監視指導を実施しています。今後も、引き続き観光客の増加が見込まれることから、これら施設に対する取組が必要です。

- ・全国的に腸管出血性大腸菌及びカンピロバクターによる食中毒の発生が問題となっていますが、県内においてもこれらを原因とする食中毒が発生し、食肉、食鳥肉等の取扱い施設がその原因施設となっていることから、こうした施設への重点的な監視指導が必要です。
- ・食品監視指導計画に基づき計画的に食品検査を実施し、不適合があった場合は事業者に対して速やかに改善するよう指導を行っています。今後も県内に流通する食品の安全・安心確保のため、計画的に検査を実施することが必要です。
- ・「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を多くの事業者に普及するために、事業者等が制度を理解し積極的に取り組むよう働きかけていますが、地域によって取り組む事業者数に偏りがあるため、取組の少ない地域を中心に働きかけが必要です。
- ・事業者の団体である一般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、監視指導を通じて食品表示の適正化に取り組んでいますが、県内で発生した食品表示偽装の問題もあり、食品表示の適正化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- ・食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品表示に関する規定を一元化する食品表示法が6月に公布され、今後詳細について政令等で定められることから、その内容について情報収集に努めるとともに、消費者、事業者への周知が必要です。
- ・牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法施行規則が改正されたことから、これまで実施してきた全頭検査を見直し、平成25年7月1日から検査対象を48か月齢超としました。今後も、48か月齢超の牛についてBSE検査を実施することが必要です。
- ・消費者や食品関連事業者、学識経験者で構成する「食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、今後の取組の参考としました。また、大学生と連携して『食の安全・安心を伝えるしくみづくり』の検討会」を立ち上げ、近い将来自立した食生活を送る若年層に効果的に食の安全・安心に関する情報を提供する手法の検討に取り組んでいます。
- ・県産牛の放射性物質に係る新基準値に対応した全頭検査に取り組み、全頭で基準値以下であることを確認しています。今後も、効率的な検査によって、消費者の県産牛肉に対する信頼の確保に取り組む必要があります。
- ・高病原性鳥インフルエンザへの対応について、より実践的な内容となるよう、対策対応マニュアルの一部改正を行いました。今後もこれらが円滑に機能するよう、生産者や関係機関との連携を強化することが課題です。
- ・家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため強化された飼養衛生管理基準の遵守に向け、各生産者への巡回指導等に取り組み、基準の周知を図りました。今後、早期通報など生産者段階における危機管理体制をさらに強化することが課題です。
- ・県産農産物の安全・安心を確保するため、産地のGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）導入に向けた取組への支援や米トレーサビリティ法等に基づく監視指導などを実施しています。県内で米の不適正な流通が発生したことをふまえ、検査体制の強化や法令遵守の徹底などを図る必要があります。また、農薬、肥料の適正な流通を確保するため、販売事業者等に対し、9月末までに35件の立入検査を実施しているほか、農薬の安全使用に向け、啓発ポスターを関係機関に配布しました。
- ・平成26年度から、県公共工事において農薬散布作業を行う際、農薬の適正使用の推進を図る農薬管理指導士の立会が義務付けられ、農薬管理指導士の活動が重要になってきたことから、資格更新時の研修会や研修効果確認試験の実施など資質向上に向けた取組を行いました。引き続き、農薬管理指導士の確保と資質向上に取り組む必要があります。
- ・水産物の安全・安心を確保するため、魚病診断や水産用医薬品の残留検査（実施回数10回）等の養殖衛生管理の推進や貝毒検査（実施回数39回）を実施し、安全を確認しました。局所的な貝毒プランクトン発生時の迅速な検査手法の確立が課題となっています。

健康福祉部

- ・引き続き多数の観光客が訪れることが見込まれることから、特に観光地の飲食店（大規模旅館やレジャー施設等）を中心に監視指導を行います。
- ・食の安全確保のため、危害発生のリスクに応じた施設の監視指導を引き続き実施するとともに、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒の発生を未然に防止するため、食肉、食鳥肉等の取扱施設に重点をおいて監視指導を行います。
- ・計画的に食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施するとともに、衛生基準等に不適合があった場合は事業者に対して改善するよう指導します。
- ・「三重県食品の自主衛生管理認定制度」について、取り組む施設の少ない地域の事業者を中心に普及を促し、自主衛生管理に取り組む事業者の増加につなげます。
- ・食品の表示については、自主衛生管理を推進する一般社団法人三重県食品衛生協会の指導員活動を通じて不適正な食品表示の情報収集をきめ細かく行い、これらの情報に基づき、食品表示偽装の早期発見や不適正な食品表示の是正を図ります。
- ・平成 25 年 6 月に公布された食品表示法に対応できるよう、消費者庁を始めとする関係機関からの情報収集に努めるとともに、消費者、事業者等への周知を図り、新しい制度へのスムーズな移行をめざします。
- ・県内における B S E 検査体制を維持し、48 か月齢超の牛について検査を実施します。

農林水産部

- ・危機管理の観点から、食の安全を脅かすリスクの軽減に向けた取組を推進するとともに、危機発生時には、「三重県危機管理計画」に基づく体制のもと、関係部局が連携して、迅速かつ的確に対応します。
- ・「食の安全・安心確保のための検討会議」を引き続き開催し、食の安全・安心に関する県の取組に関して委員から聴いた意見を施策等に反映させていきます。また、『食の安全・安心を伝えるしくみづくり』の検討会」で検討した、若年層への食の安全・安心に関する効果的な情報提供の実践に取り組めます。
- ・放射性物質の新基準値に対応した県産牛の検査については、効率的な検査を行いつつ、県産牛肉の安全・安心の確保に取り組めます。
- ・高病原性鳥インフルエンザへの対応では、防疫演習、講習会の開催を通じて関係機関との連携強化を図ります。
- ・畜産農家の衛生意識を高く維持するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底や、家畜防疫に関する情報の迅速な提供に取り組めます。また、消毒等の衛生管理に基づく疫病予防と対策指導を進め、農場における危機管理の強化を図ります。
- ・県産農産物の安全・安心の一層の確保に向け、他県の優良事例などの情報提供や普及啓発などを通じて産地への G A P 導入を推進するとともに、関係部局との連携のもと、米トレーサビリティ法等の検査手法の充実や法令遵守の徹底に向けた研修会の開催等に取り組めます。また、農薬、肥料の適正流通・使用に向け、販売事業者等への立入検査による監視・指導を計画的に実施します。
- ・農薬管理指導士の確保に向け、農薬管理指導士の活動の P R を行うとともに、引き続き、資質向上に向けた、認定試験を受ける前に行う研修内容の充実、資格更新時における研修会や研修効果確認試験の実施などに取り組めます。
- ・安全で安心な水産物を安定的に供給するため、引き続き、養殖衛生管理指導の推進、市町、水産関係団体等と連携した検査を実施しつつ、局所的な貝毒プランクトン発生時の迅速な検査手法の確立に取り組めます。

主な事業

健康福祉部

- 食の安全総合監視指導事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】
予算額：(25) 16,339千円 → (26) 15,831千円
事業概要：食品の安全・安心の確保を図るため、食品の製造から消費に至る一貫した監視指導体制を整えるとともに、食品事業者における自主衛生管理の導入を促進します。
- 食の安全食品検査事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】
予算額：(25) 44,555千円 → (26) 39,299千円
事業概要：県民一人ひとりの食生活の安全確保を図るため、食品の製造から販売に至る各段階で、食品監視指導計画に基づき食品の残留農薬検査、微生物検査等を実施します。
- （一部新）食品表示適正化指導事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】
予算額：(25) 2,106千円 → (26) 2,647千円
事業概要：適正な食品表示が行われるよう監視指導に取り組むとともに、米取引業者等による産地偽装事件を受け、米の事業者に対し、科学的手法を用いた米の買い上げ検査を実施します。
- 食の安全食肉衛生事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】
予算額：(25) 37,624千円 → (26) 28,585千円
事業概要：消費者へ安全な食肉を提供するため、ISO9001に基づき適正なと畜検査（48か月齢超の牛のBSE検査含む）を実施するとともに、と畜場関連事業者の自主衛生管理を推進します。

農林水産部

- 食の安全・安心確保推進事業【基本事業名：11301 食品の安全・安心の確保】
予算額：(25) 1,389千円 → (26) 1,339千円
事業概要：「食の安全・安心が確保された三重県」を実現するため、危機管理を強化した体制のもと、条例及び基本方針に基づく施策を総合的に推進するとともに、米トレーサビリティ法に基づく米穀等流通の監視・指導を行います。
- （新）家畜衛生管理能力アップ事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】
予算額：(25) —千円 → (26) 11,283千円
事業概要：畜産農家にとってリスクとなる疾病等の要因を低減させるため、採卵鶏農家及び養豚農家を対象とした農場HACCP認証制度手法に基づく衛生管理体制の導入を促進します。また、口蹄疫をはじめとする特定家畜疾病のまん延を防止するため、疾病の発生時に適切な対応がとれる初動防疫体制の構築に取り組みます。
- 家畜衛生防疫事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】
予算額：(25) 61,601千円 → (26) 64,111千円
事業概要：家畜伝染病の発生予防及びまん延防止と、飼料、動物用医薬品等の適正使用を推進するため、定期巡回や立入検査等による監視指導を強化します。また、家畜衛生技術の指導により家畜の健康維持と生産性向上を図ります。

●農作物等適正管理推進事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(25) 18,679千円 → (26) 32,007千円

事業概要：病虫害の発生時期・発生量等の予測情報や防除技術の普及、新病虫害の感染拡大防止に取り組むとともに、堆肥などの活用による土づくりの促進、土壌の適正管理の推進、GAP手法の導入等への支援を行うことにより、安全・安心で環境にやさしい農業生産体制の構築を進めます。

●農産物生産資材等監視事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(25) 2,124千円 → (26) 1,896千円

事業概要：農業生産資材の適正な流通・使用を促進するため、農薬販売業者・使用者、肥料生産・販売業者への監視・指導を計画的に実施するとともに、農薬の適正使用を指導する農薬管理指導士の育成、研修会などを通じた農薬の安全使用に向けた意識啓発などを行います。

●消費者に安心される養殖水産物の生産体制整備事業【基本事業名：11302 農水産物の安全・安心の確保】

予算額：(25) 1,346千円 → (26) 1,117千円

事業概要：水産物の安全・安心の確保を図るため、魚病診断や養殖衛生管理指導、市町、水産関係団体等と連携した貝毒検査を実施します。